

会議録

- 1 会議の名称 第48回熊取町原子力問題対策協議会
- 2 開催日時 平成22年3月24日 午前10時から午前11時40分
- 3 開催場所 熊取町役場 別館3階 委員会室
- 4 議題 (1) 役員選出について
(2) 京都大学原子炉実験所の現状報告について
(3) 原子燃料工業(株)熊取事業所の現状報告について
(4) その他
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 傍聴者数 0人
- 7 審議等の概要

案件1 役員選出について

議長の江川副委員長から、現在空席となっている本協議会の委員長の役員選出について、委員の互選となっている旨を説明したところ、議長一任の声をいただき、委員長には、区長会会長を指名し、承認をいただいた。

案件2 京都大学原子炉実験所の現状報告について

1. 京都大学研究用原子炉(KUR)の取扱いについて
2. 京都大学臨界集合体実験装置(KUCA)の新展開について
3. 京都大学原子力事業者防災業務計画の修正について
4. 平成21年度の文部科学省による原子炉施設の保安検査状況について
5. 平成21年度第2回緊急時訓練について
6. 熊取アトムサイエンスパーク構想について

質疑応答の概要

- KURの運転計画について、がん治療に割り当てる週1回の運転における照射件数の質

間に対して、京大から、通常では3件程度を想定しているが、最大4件ぐらいまで受入が可能と思うとの回答があった。

- 第2回緊急時訓練に関して、実際に10条事象が発生した場合の周辺に与える影響について質問があり、京大からは、法律上、原子力事業所の境界において1時間当たりの線量が5マイクロシーベルトを超えるなどの場合に10条事象と位置付けされること、また、人体に与える影響としては、人体にはほとんど影響のない量で、具体的には、5マイクロシーベルトの200倍にあたる1,000マイクロシーベルトが一般の方の年間線量限度となっている旨の説明があった。
- がん治療を実際に行う患者の受入は、町、京都大学のどちらを通じて受入されるのか、との質問に対しては、京大からは、基本は共同利用研究者を通じての受入だが、京都大学原子炉実験所、町、大阪府に相談いただいても対応できることになっており、適用症例であれば引き受ける方向になるかと思うとの回答を行った
- 小型加速器の治験開始に係る調整作業の進捗状況について質問があり、京大からは、所定の性能が出て、いい結果が出ていること、治験については医療機器等の認定申請が前提であるため、開始に当たっては厚生労働省に承認を得る必要がある。現在、その調整に時間を要しており、いつから治験開始するかは決まっていないことについて説明がなされた。
- ホウ素中性子捕捉療法研究会に設置された3つのワーキンググループ（連携推進、人材育成、地域振興）の具体的な内容について質問があり、京大からは、連携推進については、例えば地域の医療機関とベッド提供などの連携を行うこと、人材育成については、治療に必要な人材として、医師、工学研究者やそれをサポートする技術者を育成していくこと、地域振興については、ホウ素中性子捕捉療法や新材料の発見などに関して、産学官で協力し、地域に貢献していく方法を考えていきたい、との説明があった。
- ホウ素中性子捕捉療法について、どのようながんにもどの程度効果があるのか、との質問に対しては、皮膚がん、脳腫瘍（比較的深部まで）のほか、肝臓がんについても場合によっては可能で、研究データを広げていっているところであるとの回答がなされた。

案件3 原子燃料工業株式会社熊取事業所の現状報告

1. 平成21年度定期検査等の状況
2. 原子力防災業務計画に関する状況
3. トラブル事象のホームページ公開について

4. 広報活動の状況

5. その他

- 原子燃料工業の株式譲渡に関し、株式譲渡先のウエスティングハウス（加圧水型原発燃料製造）と、ウエスティングハウスを吸収合併した東芝（沸騰水型原発燃料製造）との関係で、最終的に燃料（製造）に影響するよう感じるとの指摘に対しては、原子燃料工業からは、当社は日本の法人として独立しており、会社社長も変わっておらず、安全も含め全社員一丸となって業務を行っている旨の答弁があった。
- 原子燃料工業の地域活動への協力について、以前とは違い、最近はお手伝いしにくくなっていると聞いているので、従来どおり町のために協力をさせていただきたい、との要望については、原子燃料工業からは、行政に協力するという姿勢は過去から全然変わっていないとの説明があった。
- 岸和田労働基準監督署臨検監督に関して、指摘された内容が初歩的なミスと思われ、ミスが起こった原因について説明を求められ、原子燃料からは、（危険物を取り扱う）アセトンの色表示をしていなかったことが原因であり、反省のもと、所要の処置を講じるとともに、水平展開を含めて真摯に対応したとの説明があった。
- 一般見学会には申込が必要かどうかについて質問があり、原子燃料工業としては、班編成等のために事前把握するという趣旨であり、当日来ていただいても施設見学はしていただける、との回答がなされた。

8 審議会の情報	名称	熊取町原子力問題対策協議会
	根拠法令等	原子力問題対策協議会条例
	設置期間	昭和47年10月28日～
	所掌事務	本町に設置された原子力施設の平和利用と安全性の確保をはかるため、必要な調査及び審議を行い、関係機関に意見を具申する。
	委員数	26人
9 担当課	環境課	